## 令和8年4月入園児に係る事務手続について

令和8年4月に入園するお子さんの施設等利用費・補足給付事業費に係る手続きについては、令和7年10月から11月に行う入園手続きと併せて実施します。

時期	事務手続きの内容	
10月10日頃	市→園	令和8年4月入園予定者に配布する書類を送付
		※ 配布部数については、今年度の各号の認定者数平均
		を基に算出しています。不足する場合は追加で送付し
		ます。
11月1日~	園→保護者	入園内定者に対して、市から送付された書類を配布
	保護者→園	次の書類を園に提出(オンライン申請可)
		◎施設等利用給付認定申請書
		※ 申請書Aまたは申請書B(必要書類を添付)
		◎副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書
		※ 申請については保護者の任意となります。
		※ 添付書類(課税証明書等)が必要な場合あり。
~12月12日	園→市	保護者から提出された書類を取りまとめて市に送付
		(オンライン申請を行った旨の申出等があった方は取り
		まとめ不要)
3月下旬	市→園	施設等利用費及び補足給付事業費に係る認定園児一覧
		(園宛て)を送付
(予定)	市→保護者	施設等利用費及び補足給付事業費に係る認定結果の通知
		を保護者に送付

## 【事務の流れ】

